（電話勧誘販売における書面の交付等）

第十七条　法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

［八・九　略］

第十八条　法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

［八・九　略］

第十九条　法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
一　引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任に関する事項	引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合について責任を負わない旨が定められていないこと。
二　契約の解除に関する事項	イ　［略］ ロ　販売業者又は役務提供事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者又は役務提供事業者の義務に関し、民法に規定するものより購入者又は役務の提供を受ける者に不利な内容が定められていないこと。
三　［略］	

［2・3　略］

第二十条　法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の三において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。

（電話勧誘販売における書面の交付等）

第十七条　法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

七　商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

［八・九　同上］

第十八条　法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

七　商品に隠れた瑕疵がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

［八・九　同上］

第十九条　法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	基準
一　商品に隠れた瑕疵がある場合の責任に関する事項	商品に隠れた瑕疵がある場合に販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。
二　契約の解除に関する事項	イ　［同上］ ロ　販売業者又は役務提供事業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における販売業者又は役務提供事業者の義務に関し、民法に規定するものより購入者又は役務の提供を受ける者に不利な内容が定められていないこと。
三　［同上］	

［2・3　同上］

第二十条　法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一　商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ　法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第二十四条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十三条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。